

苫小牧市店舗改装費補助金要綱の特例を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱（以下「特例要綱」という。）は、苫小牧市店舗改装費補助金要綱（平成28年4月1日施行。以下「元要綱」という。）の特例として必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策工事を行うことで、店舗への客足回復を図る市内の中小企業及び小規模事業者の支援を行うことを目的とする。

(対象事業者)

第2条 特例要綱の対象となる事業者は、次の各号をすべて満たす事業者とする。

(1) 別表1で示す日本産業分類の大分類【I：卸売業、小売業】【M：宿泊業、飲食サービス業】【N：生活関連サービス業、娯楽業】中の中分類番号57～60に分類される『小売業』、中分類番号76に分類される『飲食店』、中分類番号78～79に分類される『生活関連サービス業』に属する店舗を市内で経営している、中小企業基本法第2条に定義されている市内の中小企業及び小規模事業者。

(2) 元要綱第3条第1項第4号及び第4条（同条第3号は納税課と分割納付協議にて猶予中の者を含む。）の規定に該当していること。

2 過去にこの特例要綱に基づく補助金を受けている事業者は、同じ店舗で補助を申請することはできないものとする。

(対象事業)

第3条 特例要綱の対象となる事業は、元要綱第5条（同条第1項第3号を除き、同項第4号中「3月末日」とあるのは、「12月28日」と読み替えるものとする。）に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 店舗内の換気を向上させるための改装

(2) 店舗内にて密集や接触を回避するための改装

(補助金の額)

第4条 特例要綱による補助金の額は、予算の範囲内において、補助率3分の2、上限50万円以内（千円未満を切捨て、税抜きの金額を対象）とする。

(特例要綱の廃止)

第5条 この要綱は、市長が別に定める日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係） 対象店舗の業種

大分類 Ⅰ：卸売業、小売業	
中分類 57 繊維・衣服・身の回り品小売業	
	57-10 呉服・服地・寝具小売業
	57-20 男子服小売業
	57-30 婦人・子供服小売業
	57-40 靴・履物小売業
	57-90 その他の織物・衣服・身の回り品小売業（かばん、袋物、下着、洋品雑貨、小間物、傘、ステッキ等）
中分類 58 飲食料品小売業	
	58-20 野菜・果実小売業
	58-30 食肉小売業
	58-40 鮮魚小売業
	58-50 酒小売業
	58-60 菓子・パン小売業
	58-90 その他の飲食料品小売業（折詰料理、惣菜、酒類以外の飲料、米麦、雑穀、豆類、加工食品、水産物及び農産物の乾物等）
中分類 59 機械器具小売業	
	59-10 自動車小売業
	59-20 自転車小売業
	59-30 その他機械器具小売業（家庭用電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部品、付属品等）
中分類 60 その他の小売業	
	60-10 家具・建具・畳小売業
	60-20 じゅう器小売業
	60-30 医薬品・化粧品小売業
	60-40 農耕用品小売業
	60-50 燃料小売業
	60-60 書籍・文房具小売業
	60-70 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
	60-80 写真機・時計・眼鏡小売業
	60-90 その他小売業（花及び植木、ペット及びペット用品、骨とう品、分類されない中古品、たばこ及び喫煙具、建築材料、金・銀加工製品及び宝石類、美術品、名刺、印章等）

大分類 M：宿泊業、飲食サービス業	
中分類 76	飲食店
76-10	食堂・レストラン
76-21	和食、牛丼、和風料理店
76-22	ラーメン・中華料理店
76-23	焼肉店
76-24	料亭・洋食・カレー・スパゲッティ・ステーキハウス・各国料理店
76-30	そば・うどん店
76-40	すし店
76-50	酒場、ビヤホール
76-60	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック
76-70	喫茶店
76-91	ハンバーガー店
76-92	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
76-93	その他の飲食店（大福、今川焼、アイスクリーム、サンドイッチ、フライドチキン、ドーナツ等）
大分類 N：生活関連サービス業、娯楽業	
中分類 78	洗濯・理容・美容・浴場業
78-11	クリーニング業
78-12	リネンサプライ業
78-20	理容業
78-30	美容業
78-40	浴場業
78-50	温泉、サウナ、その他の公衆浴場業
78-90	その他の洗濯・理容・美容・浴場業（エステティック、リラクゼーション、ボディケア、セラピー、ネイルサービス業等）
中分類 79	その他の生活関連サービス業
79-10	旅行業
79-30	衣服裁縫修理業
79-40	物品預かり業
79-61	葬儀業
79-62	結婚式場業
79-91	写真プリント、現像・焼付業
79-92	その他生活関連サービス業（個人を対象としてサービスを提供する事業）